

	<h1>鳥取県公報</h1>	令和6年2月27日（火） 号外第16号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 告 示 鳥取県立青谷かみじち史跡公園の利用料金（84）（とっとり弥生の王国推進課）・・・2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（教育センター）・・・・・・・・・・・・・・・・・・2

# 告 示

## 鳥取県告示第84号

鳥取県立青谷かみじち史跡公園の設置及び管理に関する条例（令和4年鳥取県条例第27号）第10条第2項の規定に基づき、鳥取県立青谷かみじち史跡公園の利用料金を次のとおり承認したので、同条第3項の規定により告示し、令和6年3月1日から施行する。

令和6年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 利用料金

#### (1) 入館料

区 分		単 位	金 額
重要文化財棟 重要文化財展示室及び企画展示室	個人（児童、生徒及び学生を除く。）	1人1回につき	200円
	団体（20人以上のものに限る。）	1人1回につき	150円

#### (2) 施設利用料

区 分		単 位	金 額
ガイドンス棟 体験学習室		1時間につき	1,000円
にぎわい交流ひろば	営利を目的としない場合	1時間につき	3,000円
	営利を目的とする場合	1時間につき	15,000円
その他屋外スペース	営利を目的としない場合	20平方メートル当たり 1時間につき	200円
	営利を目的とする場合	20平方メートル当たり 1時間につき	1,000円

#### 備考

- 1 ガイドンス棟体験学習室において冷房又は暖房を利用したときの冷暖房利用料は、この表に定める利用料の額に含まれているものとする。
- 2 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 利用面積が20平方メートル未満であるとき、又は利用面積に20平方メートル未満の端数があるときは、20平方メートルとして計算する。

### 2 承認年月日

令和6年2月19日

# 調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和6年2月27日

鳥取県教育センター所長 横 山 順 一

### 1 調達内容

#### (1) 業務の名称及び数量

令和6年度県立学校無線アクセスポイント整備業務 一式

#### (2) 業務の仕様

入札説明書による。

#### (3) 業務の期間

契約締結日から令和6年8月31日まで

(4) 入札方法等

ア 入札は、紙により行うものであること。

イ 入札書に記載する金額は、本件公告に示した業務の履行に係る費用の合計額とする。

ウ 契約に当たっては入札書に記載された金額をもって契約金額とするので、入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）の額を含めた契約申込金額とすること（消費税が不課税又は非課税のものを除く。）。併せて、課税事業者にあつては、内訳として消費税の額を記載すること。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスの電気通信サービスに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和6年3月5日（火）正午までに原則としてとっとり電子申請サービスにより4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための申請書類であることを、当該申請書類の提出後速やかに4の(2)の場所に必ず連絡すること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(5) 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター教育DX推進課

4 入札手続等

(1) 入札手続及び業務の仕様に関する担当部局

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター教育DX推進課

電話 0857-28-2387

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

(2) 競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

電子メール b\_denshichoutatsu@pref.tottori.lg.jp

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、令和6年2月27日（火）から同年3月25日（月）までの間にインターネットの鳥取県教育センターのホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/kyoikucenter/>）から入手すること。ただし、これにより難い者には、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和6年2月27日（火）から同年3月25日（月）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法

律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。ただし、交付期間の最終日は正午までとする。

イ 交付場所

(1)に同じ

(4) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、(1)の場所に送付すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和6年4月9日（火）午前10時。ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月8日（月）午後5時とする。

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201  
鳥取県教育センター本館2階第2研修室

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。郵便等による入札の場合は、「入札書第1回」、「入札書第2回」又は「入札書第3回」と明記した封筒にそれぞれ第1回目、第2回目又は第3回目の入札書を入れ、密封して提出すること。

なお、第2回目以降の入札書の送付がない場合は、当該再入札は辞退したものとみなす。

また、回数が記載されていない場合は、1案件に対し、入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和6年3月25日（月）正午までに郵便等又は持参の方法により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格の100分の5以上の金額を鳥取県の指定する期日までに納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を遂行できると判断した入札者であつて、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和6年2月定例会において本件業務に係る予算が成立しなかった場合は、開札を行わない。

## 8 Summary

(1) Nature and quantity of the service to be required : Building a Wireless LAN Environment in Prefectural school : 1 set

(2) March 25, 2024 noon : Time-limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) April 9, 2024 10:00 AM : Time-limit for submission of tenders

(April 8, 2024 5:00 PM : Time-limit for submission of tenders by registered mail)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center, 5-201 Koyamacho-Kita, Tottori-shi 680-0941 Japan

TEL : 0857-28-2387